

## 平成30年度 芦屋市営住宅入居者選考委員会 次第

日時 平成30年8月21日（火）

午前10時～正午

場所 芦屋市役所東館3階 小会議室4・5

1 開会

2 定足数の確認・報告

3 議事録署名委員指名

4 議案

(1) 平成30年度市営住宅等入居希望者登録に係る裁量世帯の要件について

5 その他

6 閉会

以 上

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（入居者選考委員会への諮問）

第15条 市営住宅の入居資格，選考方法，住宅の割当方法その他必要な事項を定めるに当たっては，芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成 18 年芦屋市条例第 5 号）第 2 条に規定する芦屋市営住宅入居者選考委員会に諮るものとする。

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（抜粋）

（委員長）

第 3 条の 2 選考委員会に委員長を置き，委員の互選により定める。

2 委員長は，会務を総理し，選考委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき，又は委員長がかけたときは，あらかじめ委員長の指名する委員が，その職務を代理する。

（会議）

第 3 条の 3 選考委員は，委員長が招集し，その議長となる。

2 選考委員は，委員の過半数の出席がなければ，会議を開くことができない。

3 選考委員の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

芦屋市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

（設置）

第2条 市に次の通り附属機関を置く。

| 附属機関の属する執行機関 | 附属機関の名称        | 担当事務                                    | 委員定数   | 委員の構成                                | 任期  |
|--------------|----------------|---|--------|--------------------------------------|-----|
| 市長           | 芦屋市営住宅入居者選考委員会 | 市営住宅の入居資格，選考方法，住宅の割当方法その他必要な事項についての調査審議 | 12 人以内 | (1) 市議会議員<br>(2) 市民団体の代表者<br>(3) 市職員 | 1 年 |

（任期）

第 3 条 委員の任期は，前条の表のとおりとする。ただし，特に定める場合を除き，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

芦屋市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第19条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議（法令、他の条例又は規則の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合であつて当該会議で出席者の3分の2以上の多数により非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

## 高浜町 1 番住宅の入居希望者登録について

## 1 現在の状況について

(1) 工事(7月末時点) 進捗率 93%

各住宅棟, 集会所: 内装工事

9月末 竣工予定

## (2) 移転対象者

| 団地名       | 世帯数 | 単身世帯数 |       | 高齢者単身世帯率 | 入居者数<br>(人) | 65歳以上<br>(人) | 高齢化率  |
|-----------|-----|-------|-------|----------|-------------|--------------|-------|
|           |     | 世帯数   | 65歳以上 |          |             |              |       |
| 南 宮 町     | 27  | 17    | 14    | 51.9%    | 38          | 24           | 63.2% |
| 浜 町       | 53  | 33    | 30    | 56.6%    | 75          | 56           | 74.7% |
| 西 蔵 町     | 65  | 26    | 23    | 35.4%    | 116         | 65           | 56.0% |
| 翠ヶ丘町 22 番 | 10  | 6     | 5     | 50.0%    | 14          | 9            | 64.3% |
| 朝 日 ヶ 丘 町 | 37  | 19    | 14    | 37.8%    | 58          | 40           | 69.0% |
| 朝日ヶ丘町公社   | 51  | 12    | 11    | 21.6%    | 102         | 62           | 60.8% |
| 合 計       | 243 | 113   | 97    | 39.9%    | 403         | 256          | 63.5% |

## (3) 移転対象者への対応

## (ア) 移転支援事務所

- ・ 移転日程の調整, 諸手続の支援を実施。
- ・ 朝日ヶ丘町公社住宅及び西蔵町住宅の 2 箇所(平成 29 年 1 月 1 日開設)
- ・ 開所時間 月・金 午後 1 時から午後 8 時まで  
火・木・土 午前 9 時から午後 5 時まで

## (イ) 移転説明会

- ・ 7 月 3 1 日, 8 月 1 ・ 3 ・ 4 ・ 5 日 計 5 回開催。
- ・ 説明項目: 内覧会及び鍵渡し等今後のスケジュール,  
入居申請書類等の記載方法

## 2 高浜町1番住宅への入居者募集について

### (1)対象戸数 計107戸

各棟タイプ別空き住戸一覧表 (( )内数字は合計戸数)

|            | 1号棟    | 2号棟    | 3号棟     | 4号棟    | 計        |
|------------|--------|--------|---------|--------|----------|
| 1DK        | 3(32)  | 12(27) | 27(80)  | 14(30) | 56(169)  |
| 2DK        | 2(31)  | 6(16)  | 8(59)   | 5(20)  | 21(126)  |
| 3DK        | 8(15)  | 2(5)   | 17(28)  | 2(5)   | 29(53)   |
| 車いす<br>2DK | —      | —      | 1(2)    | —      | 1(2)     |
| 計          | 13(78) | 20(48) | 53(169) | 21(55) | 107(350) |

### (2)市営住宅等入居希望者登録における裁量階層世帯の拡充

・子育て世帯

中学校卒業までの子がいる世帯

### (3)スケジュール

平成30年 9月 広報(1日号) (例年8月)

10月 入居希望者登録 (例年9月)

平成31年 2月 あっせん (例年1月)

以降 入居

## 3 今後の予定について

平成30年 9月 移転対象者に対する内覧会(13・14・15日)

10月 移転開始

12月 移転完了

平成31年 1月 活用対象跡地引渡し(南宮町・浜町)

議案（１）平成３０年度市営住宅等入居希望者登録に係る裁量世帯の要件について

### 【要件(規則)改正の内容】

裁量世帯の対象範囲の拡大

＊：裁量世帯とは、高齢者・障がい者がいる世帯等で、自力で民間賃貸住宅を確保することが困難であり、住宅の困窮度が非常に高い状態にあるため、収入基準が緩和された世帯のこと。

### 【変更案】

同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がいる場合、当該世帯を裁量世帯として取り扱いを行ってきたが、その範囲を拡大し、中学校卒業までの子がいる世帯に拡大しようとするもの。

### 【(参考)現行法例の抜粋】

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第31号）

（入居者の資格）

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件(老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(以下「老人等」という。))にあっては第1号及び第3号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第4号及び第5号に掲げる条件)を具備する者でなければならない。

- (1) 市内に住所又は勤務場所を有する者で独立の生計を営む能力があり、かつ、市税に係る滞納がないこと。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第5号及び第13条第1項において同じ。)があること。
- (3) その者の収入がア又はイに掲げる場合に依り、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。
  - ア 入居者が身体障害者である場合その他の規則で定める場合 21万4千円
  - イ アに掲げる場合以外の場合 15万8千円
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (5) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成10年規則第10号）

（老人等の範囲）

第1条の2 条例第6条に規定する老人等は、次のとおりとする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者（以下省略）
- (3) 原子爆弾被爆者（以下省略）
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者（以下省略）
- (5) ハンセン病療養所入所者等（以下省略）

- (6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの
- ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
  - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- 2 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。
- 3 条例第6条第3号アの規則で定める場合は、次のとおりとする。
- (1) 入居者又は同居者に第1項第2号、第3号又は第5号のいずれかに該当する者がある場合
  - (2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
  - (3) 同居者に中学校を卒業するまでの者がある場合

学校指定変更及び区域外就学許可基準（通学区域制度の弾力的運用）

|   | 願出の種類                                     | 対象学年 | 許可期間                             | 添付書類  | 具体的な事例  |   |
|---|---|------|----------------------------------|---|---|---|
| 1 | 私立小中学校又は国公立大学の附属学校等に就学する場合                | 全学年  | 卒業まで                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新1年生は就学する学校の入学許可証明書</li> <li>・すでに在学中の場合は在学証明書</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国県立又は私立の小・中学校へ新たに入学する。</li> <li>・市外から本市に転入したが、国県立又は私立の小・中学校にすでに在学しており、引続き、国県立又は私立の小・中学校に通学する。</li> </ul>  |   |
| 2 | 校区外へ引っ越しをしたが、そのまま現在の小中学校での就学を希望する場合       | 小学校  | 1～4年                             | 学年末まで   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民異動届の写し</li> <li>・本来の学校への就学通知書</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月1日以降に、市外へ転出又は市内の別の校区へ転居した。</li> </ul> |
|   |   |      | 5～6年                             | 卒業まで  |   |   |
|   |   | 中学校  | 1年                               | 学年末まで   |   |   |
|   |   |      | 2～3年                             | 卒業まで  |   |   |
| 3 | 校区内に引っ越ししてくる予定なので、あらかじめ就学を希望する場合          | 全学年  | 引越予定日の属する学期の初めから                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・売買契約書、賃貸契約書等の写し（引渡予定日、場所等を確認できる部分）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在住宅を建築中（購入又は賃貸契約の手中）で、その学期の途中には、市外及び市内の別校区内住所から転居してくる予定である。</li> </ul> <p>※保護者の責任のもと通学上の安全が確保できる場合に許可できるものとします。</p>  |   |
| 4 | やむを得ない理由により、住民票と実際の住所が異なり、現住所地での就学を希望する場合 | 全学年  | 理由が解消され実際の居住地に住民票を異動するまで         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の申立兼誓約書</li> <li>・居住の実態が確認できる書類（民生委員の在住証明書、電気ガス水道の請求書等）</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票が市外にあり、特別な事情（債務問題、夫婦問題等）により住民票の異動ができないが、芦屋市に居住している</li> </ul>  |   |
| 5 | 児童・生徒を保護者（父又は母）以外の者の家で起居させ、そこから通学する場合     | 全学年  | 実際に児童・生徒が保護者以外のお家で起居し、そこから通学する期間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の申立兼誓約書</li> <li>・同居している親代わりからの申立兼誓約書</li> <li>・児童・生徒の居住が確認できる書類（民生委員の在住証明書等）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が入院、病弱、仕事等の事情により、子供の面倒が見られないので、親戚、知人等の家に起居し、そこから通学する。</li> </ul>   |   |
| 6 | 心身の事情により、校区の学校への就学が困難な場合                  | 全学年  | その理由の存続する期間                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・理由を証明する書類</li> <li>・学校長の副申書</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・友人関係の形成が著しく困難、新しい環境や集団になじみにくい性格で、転校により不登校になる恐れが非常に強い。</li> <li>・友人からのいじめ等により不登校の状態になり、学校側も努力したうえで、なおその成果が見られず、転校した方が現状が改善される。</li> </ul> <p>※いずれも学校長が必要と判断した場合に許可できるものとします。</p> |   |
| 7 | 行政の都合で住居を移転した場合                           | 全学年  | その理由の存続する期間                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住証明書</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区画整理・道路幅拡張等のため、一時的に住居移転させられるが、完成すれば元の住所に戻る。</li> </ul>  |   |
| 8 | 保護者が住居以外で商売をしており商店等から通学する場合               | 全学年  | その理由の存続する期間                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の申立兼誓約書</li> <li>・商店の場所及びその実態が確認できる資料（民生委員の証明書等）</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所は他の校区内であるが、夫婦で商売を営んでおり、夜遅くまで家に戻れないため店舗等から登下校する。</li> </ul>  |   |
| 9 | 保護者が夜遅くまで働いているため、祖父母等宅から通学する場合            | 全学年  | その理由の存続する期間                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の申立兼誓約書</li> <li>・祖父母等からの申立兼誓約書</li> <li>・保護者の在職証明書</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所は他の校区内であるが、両親が仕事の都合で、朝早くから夜遅くまで家に戻れないため、校区内に住んでいる祖父母宅（親族に限る）から登下校する。</li> </ul>   |   |

ケースにより、添付書類が若干異なる場合もあります。

原則として、毎年申請が必要です。

問い合わせ 芦屋市教育委員会管理部管理課 0797-38-2085（直通）